

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成三十年三月三十一日から適用する。

(派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置)

第二条 当分の間、第一条の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「新告示」という。）

第五十六条第一項本文（新告示第百三十九条第五項、第四百四十七条第五項、第二百四十三条第二項及び第二百五十三条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、商工組合中央金庫は、カレント・エクスポージャー方式（第一条の規定による改正前の株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「旧告示」という。）第五十七条に定めるところにより与信相当額を算出する方式をいう。以下同じ。）を用いて、先渡、スワップ及びオプションその他の派生商品取引の与信相当額を算出することができる。この場合において、商工組合中央金庫は、全ての派生商品取引について、S A I C C Rを用いて与信相当額を算

出することができない。

2 前項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫が、直近の算出基準日においてS A I C C Rを用いて派生商品取引の与信相当額を算出している場合には、あらかじめ、やむを得ない理由によりその使用を継続することができない旨を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出たとき又は新告示第五十九条第一項の承認を受けたときを除き、これを継続して用いるものとする。

3 前二項の規定は、新告示第五十六条第二項に規定する長期決済期間取引の与信相当額の算出について準用する。この場合において、商工組合中央金庫は、派生商品取引と長期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。

第三条 商工組合中央金庫が包括的手法を適用する場合であつて、先渡、スワップ及びオプション等の派生商品取引について、カレント・エクスポージャー方式を使用し、かつ、適格金融資産担保を用いるときのエクスポージャーの額は、当分の間、旧告示第四章第六節第三款の規定により算出するものとする。

2 商工組合中央金庫が簡便手法を適用する場合において、先渡、スワップ及びオプション等の派生商品取引について、カレント・エクスポージャー方式を使用し、かつ、適格金融資産担保を用いるときに、当該

適格金融資産担保が旧告示第九十七条第三号及び第四号に掲げるものであるときは、当分の間、同条第三号及び第四号に定めるリスク・ウェイトを適用することができる。

第四条 商工組合中央金庫が標準的手法を採用する場合において、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る金融商品取引法第二条第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎ、間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る商品先物取引法第二条第二十項に規定する商品清算取引その他間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る取次ぎ又はこれらに類する海外の取引（以下「清算取次ぎ等」という。）を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、与信相当額の算出にカレント・エクスポージャー方式を用いているときは、当分の間、旧告示第二百二十条の二の規定により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。この場合において、新告示第二十五条第一号の合計額の算出に当たっては、当該信用リスク・アセットの額を用いるものとする。

2 商工組合中央金庫が内部格付手法を採用する場合において、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参

第五条 商工組合中央金庫がカレント・エクスポージャー方式を用いる場合において、新告示第二百五十三
条の三第一項に規定する標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額を算出するときは、当分の間、
同項の算式における $EAD_{i, total}$ は、包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスポ
ージャーの額の割引現在価値を、取引相手方に係るネットティング・セットごとに算出した額とする。

2 前項の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。

$$(\text{割引現在価値}) = (\text{与信相当額}) \times (1 - \text{EXP}(-0.05 \times M_i)) / (0.05 \times M_i)$$

M_i は、新告示第二百五十三条の三第一項に規定する M_i

3 第一項の規定により新告示第二百五十三条の三第一項の算式における $EAD_{i, total}$ を算出する場合において、
直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取
次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係る $EAD_{i, total}$ を算出
するときは、第一項に規定する額に次の掛目を乗じた額を、当該ネットティング・セットの $EAD_{i, total}$ とするこ
とができる。

$$\text{掛目} = \sqrt{(T_m/10)}$$

「は、新告示第五十九条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間をいう。この場合において、回線中「前項」とあるのは「附則第五条第三項」と、回線中「回線中」及び「ネットテイニング・セット 二十営業日」とあり、及び「ネットテイニング・セット 十営業日」とあるのは、「ネットテイニング・セット 五営業日」と読み替えるものとする。

(適格中央清算機関に係る経過措置)

第六条 当分の間、新告示第一条第六号の三に掲げる用語の意義は、同号の規定にかかわらず、旧告示第一条第六号の三に定めるところによる。

2 当分の間、新告示第二百五十三号の八の規定にかかわらず、適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、旧告示第二百五十三号の八の規定により算出するものとする。